

品川区認可保育所

指導検査基準（令和5年9月1日適用）

品川区子ども未来部保育課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

○運営管理

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成26年7月11日条例第25号「品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	区運営条例
2	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
3	平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」	支援法施行規則
4	昭和54年8月8日区長決定「品川区特定保育所運営費助成要綱」	区運営費要綱
5	平成26年11月6日区長決定要綱第157号「品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業における確認事務取扱要綱」	確認事務取扱要綱
6	平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」	都条例
7	平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」	都規則
8	平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可事務取扱要綱」	都事務取扱要綱
9	令和5年5月19日こ成保38、5文科初第483号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	費用算定基準等留意事項
10	平成18年6月15日法律第77号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」	認定こども園法
11	平成26年7月2日内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」	認定こども園法施行規則
12	平成26年7月2日府政共生569号、26文科初第437号、雇児発0702第1号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の公布について」	府政共生569号通知
13	平成18年12月22日東京都条例第174号「東京都認定こども園の認定要件に関する条例」	都認定こども園条例
14	平成18年12月22日東京都規則第299号「東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則」	都認定こども園規則
15	平成19年2月14日18福保子支第1223号「東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則実施細目」	都認定こども園規則実施細目
16	平成20年12月15日区長決定要綱第140号「品川区私立認定こども園等運営費助成等に関する要綱」	区認定こども園運営費要綱

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 運営規程(重要事項)について (1) 内容の説明	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ利用申込みを行った教育・保育給付認定保護者に対し、運営規程(重要事項)の概要、職員の勤務の体制、利用者負担等を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について給付認定保護者の同意を得なければならない。	1 教育・保育給付認定保護者に対して、運営規程(重要事項)の概要等を記した文書を交付して説明し、同意を得ているか。	(1) 区運営条例第5条	(1) 運営規程(重要事項)の概要等を記した文書を交付して説明し、同意を得ていない。	C
(2) 掲示	特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程(重要事項)の概要、職員の勤務の体制、利用者負担等を記した文書を掲示しなければならない。	1 運営規程(重要事項)の概要等を記した文書が施設の見やすい場所に掲示されているか。	(1) 区運営条例第23条	(1) 運営規程(重要事項)の概要等を記した文書が見やすい場所に掲示されている。	C
2 勤務体制の確保等	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	1 職員の勤務の体制を定めているか。 1 当該特定教育・保育施設の職員によつて特定教育・保育を提供しているか。	(1) 区運営条例第21条第1項 (1) 区運営条例第21条第2項	(1) 職員の勤務の体制を定めていない。 (1) 当該特定教育・保育施設の職員によつて特定教育・保育を提供していない。	C C
3 情報提供について (1) 保護者への対応	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	1 教育・保育給付認定保護者に特定教育・保育の内容に関する情報提供を適切に行っているか。	(1) 区運営条例第28条第1項	(1) 教育・保育給付認定保護者に特定教育・保育の内容に関する情報提供を適切に行っていない。	B
(2) 広告	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のものまたは誇大なものとしてはならない。	1 特定教育・保育施設の広告内容が虚偽のものまたは誇大なものとなっていないか。	(1) 区運営条例第28条第2項	(1) 特定教育・保育施設の広告内容が虚偽のものまたは誇大なものとなっている。	B
4 利益供与等の禁止について (1) 利益供与	特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設もしくは地域型保育を行う者等またはその職員に対し、小学校就学前子どもまたはその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	(1) 区運営条例第29条第1項	(1) 特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与している。	C
(2) 利益收受	特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設もしくは地域型保育を行う者等またはその職員から、小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	1 小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	(1) 区運営条例第29条第2項	(1) 小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受している。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 記録の整備について	<p>特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>	1 記録を整備し、適切に保管しているか。	(1) 区運営条例第30条第2項、第34条第2項	<p>(1) 記録を整備し、適切に保存していない。</p> <p>(2) 記録を整備し、適切に保管することについて不十分である。</p>	C B
6 業務管理体制について	<p>(1) 体制整備</p> <p>1 特定教育・保育施設の設置者は、子ども子育て支援法第33条第6項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。</p> <p>2 上記1の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じて基準を満たすこと。</p> <p>① 確認を受けている施設または事業所の数が1以上20未満の事業者は、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。</p> <p>② 確認を受けている施設または事業所の数が20以上100未満の事業者は、法令遵守責任者の選任をすることおよび業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。</p> <p>③ 確認を受けている施設または事業所の数が100以上の事業者は、法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備することおよび業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</p> <p>3 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>① その確認に係る全ての教育・保育施設または地域型保育事業所が一の区の区域に所在する特定教育・保育提供者は区長に届け出る。</p> <p>② その確認に係る教育・保育施設または地域型保育事業所が2以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者は内閣総理大臣に届け出る。</p> <p>③ ①、②に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者は都道府県知事に届け出る。</p>	<p>1 業務管理体制が整備されているか。</p> <p>2 業務管理体制が整備基準を満たしているか。</p> <p>3 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p>	<p>(1) 支援法第55条第1項</p> <p>(1) 支援法施行規則第45条</p> <p>(1) 支援法第55条第2項</p>	<p>(1) 業務管理体制が整備されていない。</p> <p>(1) 業務管理体制が整備基準を満たしていない。</p> <p>(1) 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていない。</p>	C C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	4 規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った上記3に定める者に届け出なければならない。	4 変更等の届け出を遅滞なく定める者に行っているか。	(1) 支援法第55条第3項 (2) 支援法施行規則第46条 (3) 確認事務取扱要綱第11条	(1) 変更等の届け出を遅滞なく定める者に行っていない。	C
7 職員配置について	<p>品川区特定保育所運営費助成を受けている園として、助成の要件として定める職員配置基準を満たすこと。</p> <p>① 基本職員配置を満たしていること。</p> <p>② ①の基本職員配置に加え、1歳児配置改善を行うこと。 1歳児に対する保育士配置…児童5人に対し1人以上</p> <p>③ ①および②に掲げる保育士の配置に当たっては、都規則附則第11項から第14項までに規定する特例は適用しないこと。</p> <p>④ 0歳児が入所する保育所にあっては、常勤の看護師(准看護師および都規則附則第5項の規定により保育士とみなされる看護師を除く。)の1人以上の配置を行うこと。 ※常勤の看護師…原則、1月当たりの勤務時間が160時間以上とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、常勤の看護師を1人以上配置したものとみなす。</p> <p>ア 保育所の職員に適用される就業規則等において、常勤の看護師の1月当たりの勤務時間が120時間以上と定められており、かつ、これを満たす職員を1人以上配置したとき。</p> <p>イ 看護師であって、1月当たりの勤務時間が160時間に満たない職員を2人以上配置することにより、看護師が配置されている時間が1月当たり160時間を超えるとき。</p>	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 区運営費要綱第3条 (2) 都規則第16条、附則第5項、11項～14項 (3) 都事務取扱要綱第2-4(1) (4) 費用算定基準等留意事項別紙2	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C
8 認定こども園について	<p>(1) 子育て支援事業の実施</p> <p>園は下記の子育て支援事業のうち、2以上を行うこと。</p> <p>① 地域の子どもおよびその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他必要な援助を行う事業</p> <p>② 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他必要な援助を行う事業</p> <p>③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園またはその居宅において保護を行う事業</p>	1 子育て支援事業を実施しているか。	(1) 認定こども園法第2条第12項 (2) 認定こども園法施行規則第2条 (3) 都認定こども園条例第11条 (4) 都認定こども園規則実施細目11 (5) 府政共生569号通知1(2)	(1) 子育て支援事業を実施していない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 職員配置	<p>④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体または個人との連絡および調整を行う事業</p> <p>⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体または個人に対する必要な情報の提供および助言を行う事業</p> <p>品川区私立認定こども園等運営費助成を受けている園として、助成の要件として定める職員配置基準を満たすこと。</p> <p>① 基本職員配置を満たしていること。</p> <p>② ①の基本職員配置に加え、1歳児配置改善を行うこと。 1歳児に対する保育士配置…児童5人に対し1人以上</p> <p>③ ①および②に掲げる保育教諭等または保育士の配置に当たっては、都規則附則第11項から第14項までに規定する特例および私立認定こども園にあっては都認定こども園条例施行規則附則第2項に規定する特例は適用しないこと。</p> <p>④ 0歳児が入所する私立認定こども園等にあっては、常勤の看護師(准看護師および都規則附則第5項の規定により保育士とみなされる看護師を除く。)の1人以上の配置を行うこと。</p> <p>※常勤の看護師…原則、1月当たりの勤務時間が160時間以上の職員とする。ただし、次のいづれかに該当する場合は、常勤の看護師を1人以上配置したものとみなす。</p> <p>ア 私立認定こども園等の職員に適用される就業規則等において、常勤の看護師の1月当たりの勤務時間が120時間以上と定められており、かつ、これを満たす職員を1人以上配置したとき。</p> <p>イ 看護師であって、1月当たりの勤務時間が160時間に満たない職員を2人以上配置することにより、看護師が配置されている時間が1月当たり160時間を超えるとき。</p>	1 職員配置は適正に行われているか。	<p>(1) 区認定こども園運営費要綱第3条</p> <p>(2) 都認定こども園規則第5条、6条、附則第2項</p> <p>(3) 都規則第16条、附則第5項、11項～14項</p> <p>(4) 都事務取扱要綱第2-4(1)</p> <p>(5) 費用算定基準等留意事項別紙3、4</p>	<p>(1) 職員配置が適正に行われていない。</p>	C

○保育内容

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成26年7月11日条例第25号「品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	区運営条例
2	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
3	平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」	都条例
4	平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」	都事務取扱要綱
5	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
6	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
7	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
8	昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」	児発第470号通知
9	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
10	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
11	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
12	平成28年3月31日内閣府「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」【事故防止のための取組み】	事故防止ガイドライン
13	平成26年7月2日内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」	認定こども園法施行規則
14	昭和22年5月23日文部省令第11号「学校教育法施行規則」	学校教育法施行規則
15	平成30年3月30日「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について(通知)」	府子本第315号通知

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 提供拒否の禁止等	保育園(施設)は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、利用を拒んではならない。	1 利用の申込みを受けたとき、正当な理由なく利用を拒んでいないか。	(1) 区運営条例第6条第1項 (2) 支援法第33条第1項	(1) 正当な理由なく利用を拒んでいる。	C
2 地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力をを行う等の地域との交流に努めているか。	(1) 区運営条例第31条 (2) 保育所保育指針第1章1(1)ウ、(5)イ、第2章4(3)、第3章4(3)ア、第4章3(2)ア、イ	(1) 連携および協力をう等の地域との交流に努めていない。	B
3 事故発生の防止および発生時の対応について					
(1) 体制整備	保育園(施設)においては、事故の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告や方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。	1 事故の発生またはその再発を防止するための措置を講じているか。	(1) 区運営条例第32条第1項 (2) 事故防止ガイドライン1(7)	(1) 事故の発生またはその再発を防止するための措置を講じていない。 (2) 事故の発生またはその再発を防止するための措置が不十分である。	C B
(2) 事故発生防止措置の記録	(3) 保育中の安全管理には、保育園(施設)の環境整備が不可欠である。随時確認し、環境の維持および改善に取り組むために、日常的に点検項目を明確にし、定期的に点検を行い、文書として記録すること。 <参考>睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、園外保育時等の重大事故が発生しやすい場面、日常的な保育場面(窒息の可能性のある玩具等)、危険を予知した場面(ヒヤリハット等)	2 事故発生防止措置について記録しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ	(1) 事故発生防止措置について記録していない。	B
(3) 損害賠償	保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。	1 賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 区運営条例第32条第4項	(1) 賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っていない。	B
4 記録の整備	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 区運営条例第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 区運営条例第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録 (3) 区運営条例第32条第3項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録	1 記録を整備し、適切に保管しているか。	(1) 区運営条例第12条、第15条第1項、第32条第3項、第34条第2項	(1) 記録を整備し、適切に保管していない。 (2) 記録を整備し、適切に保管することについて不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
5 認定こども園について (1) 備えるべき表簿 ア 出席簿	園長は、在学する園児について出席簿を作成しなければならない。	1 出席簿を作成しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第26条 (2) 学校教育法施行規則第25条	(1) 出席簿を作成していない。 (2) 出席簿の記録内容が不十分である。	C B
イ 指導要録	(1)園長は、その園に在籍する園児の指導要録を作成しなければならない。指導要録には、府子本第315号通知の示す学籍に関する記録および指導等に関する記録を記載すること。 (2)園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本または写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し(転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録の写しを含む。)を転園先の幼稚園の園長、保育所の長または認定こども園の長に送付しなければならない。	1 指導要録を作成しているか。 2 園児が進学または転園した場合に、指導要録抄本または写しを進学先または転園先に送付しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第30条第1項 (2) 府子本第315号通知	(1) 指導要録を作成していない。 (2) 指導要録の記録内容が不十分である。	C B
ウ その他の表簿	(1)園には、日課表を備えなければならない。 (2)園には、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録を備えなければならない。	1 その他の必要な表簿を備えているか。	(1) 認定こども園法施行規則第26条 (2) 学校教育法施行規則第28条	(1) 必要な表簿を作成していない。 (2) 必要な表簿に不備がある。	C B
エ 表簿の保存	指導要録およびその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、20年間保存しなければならない。 その他の備えるべき表簿は、5年間保存しなければならない。 電磁的記録により保存する場合には、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成27年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号)」に規定する方法によること。	1 備えるべき表簿を適切に保管しているか。	(1) 認定こども園法施行規則第30条第4項、第5項 (2) 認定こども園法施行規則第26条 (3) 学校教育法施行規則第28条第2項	(1) 備えるべき表簿を適切に保管していない。	C

○会計経理

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年7月11日条例第25号「品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	区運営条例
3	昭和54年8月8日区長決定「品川区特定保育所運営費助成要綱」	区運営費要綱
4	平成20年12月15日区長決定要綱第140号「品川区私立認定こども園等運営費助成等に関する要綱」	区こども園運営費要綱

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 委託費・施設型給付費について	<p>1 認可保育所 区長は、保育認定子どもが特定教育・保育施設から特定教育・保育を受けた場合については、当該支給認定保育に要した費用について、一月につき、支援法第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を当該特定保育所に委託費として支払う。</p> <p>2 認定こども園等 区長は、教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払う。</p>	<p>1 委託費の請求が適正に行われているか。</p> <p>1 施設型給付費の請求が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 支援法附則第6条第1項</p> <p>(1) 支援法第27条第5項</p>	<p>(1) 委託費の請求が適正に行われていない。</p> <p>(1) 施設型給付費の請求が適正に行われていない。</p>	C
2 利用者負担額について					
(1) 上乗せ徴収	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるもの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	<p>1 区に事前協議の上、上乗せ徴収を実施していないか。</p> <p>2 教育・保育給付認定保護者に事前に説明をし、書面同意による事前手続きを行っているか。</p>	<p>(1) 区運営条例第13条第3項</p> <p>(1) 区運営条例第13条第3項、第6項</p>	<p>(1) 区に事前協議の上、上乗せ徴収を実施していない。</p> <p>(2) 教育・保育給付認定保護者に事前に説明をし、書面同意による事前手続きを行っていない。</p>	C
(2) 実費徴収	<p>特定教育・保育施設は、上記の上乗せ徴収の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ・特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ・食事の提供に要する費用 ・特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ・上記に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの <p>特定教育・保育施設は、上記の実費徴収の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、上乗せ徴収および実費徴収の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途および額ならびに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>1 実費徴収額は適當か。</p> <p>2 教育・保育給付認定保護者に事前に説明をし、同意を得た上で、費用に係る領収書を交付しているか。</p>	<p>(1) 区運営条例第13条第4項</p> <p>(1) 区運営条例第13条第5項、第6項</p>	<p>(1) 実費徴収額が適當でない。</p> <p>(2) 教育・保育給付認定保護者に事前に説明をし、同意を得た上で、費用に係る領収書を交付していない。</p>	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
3 施設型給付費等の額に係る通知等	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、区運営条例第13条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	1 施設型給付費の額を教育・保育給付認定保護者に通知しているか。 2 特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しているか。	(1) 区運営条例第14条第1項 (1) 区運営条例第14条第2項	(1) 施設型給付費の額を通知していない。 (2) 通知内容や方法等が不十分である。 (1) 特定教育・保育提供証明書を交付していない。 (2) 証明内容や交付方法等が不十分である。	C B C B
4 教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 遅滞なく、意見を付して区に通知しているか。	(1) 区運営条例第19条	(1) 遅滞なく、意見を付して区に通知していない。	C
5 記録の整備	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 区運営条例第19条の規定による区への通知の記録	1 記録を整備し、適切に保管しているか。	(1) 区運営条例第19条、第34条第2項第3号	(1) 記録を整備し、適切に保管していない。 (2) 記録を整備し、適切に保管することについて不十分である。	C B
6 運営費助成について	1 認可保育所 区長が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項に規定する児童の保育を行う特定保育所に対し、各種運営費を助成する。	1 基本保育運営費助成の申請が適正に行われているか。 2 給食内容充実加算の申請が適正に行われているか。 3 副食費加算の申請が適正に行われているか。 4 保育教材費助成の申請が適正に行われているか。 5 延長保育充実加算の申請が適正に行われているか。 6 一時保育事業助成の申請が適正に行われているか。 7 特別支援保育加算の申請が適正に行われているか。 8 定員面積基準助成の申請が適正に行われているか。 9 小破修理加算の申請が適正に行われているか。	(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条 (1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条 (1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条 (1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条 (1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条 (1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条 (1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条 (1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条 (1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条	(1) 基本保育運営費助成の申請が適正に行われていない。 (1) 給食内容充実加算の申請が適正に行われていない。 (1) 副食費加算の申請が適正に行われていない。 (1) 保育教材費助成の申請が適正に行われていない。 (1) 延長保育充実加算の申請が適正に行われていない。 (1) 一時保育事業助成の申請が適正に行われていない。 (1) 特別支援保育加算の申請が適正に行われていない。 (1) 定員面積基準助成の申請が適正に行われていない。 (1) 小破修理加算の申請が適正に行われていない。	C C C C C C C C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 認定こども園等 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の認定を受けた同法第2条第3項の保育所および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項に規定する児童の保育を行う特定保育所のうち認定こども園となることを志向した保育所に対し、各種運営費を助成する。</p>	<p>10 看護師雇上費充実加算の申請が適正に行われているか。 11 事務職員雇上費加算の申請が適正に行われているか。 12 インフルエンザ予防接種費用助成の申請が適正に行われているか。 13 光熱水費高額負担施設助成(対象施設のみ)の申請が適正に行われているか。 14 停止児童助成の申請が適正に行われているか。 15 その他特別助成の申請が適正に行われているか。</p> <p>1 基本保育運営費助成(人件費、給食費、教材費、看護師雇上費等の運営費助成ならびに特別支援保育およびインフルエンザ予防接種費用)の申請が適正に行われているか。 2 私立認定こども園関連事業費助成の申請が適正に行われているか。 3 停止児童助成の申請が適正に行われているか。 4 その他特別助成の申請が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条 (1) 区運営費要綱第3条、第4条、第5条</p>	<p>(1) 看護師雇上費充実加算の申請が適正に行われていない。 (1) 事務職員雇上費加算の申請が適正に行われていない。 (1) インフルエンザ予防接種費用助成の申請が適正に行われていない。 (1) 光熱水費高額負担施設助成(対象施設のみ)の申請が適正に行われていない。 (1) 停止児童助成の申請が適正に行われていない。 (1) その他特別助成の申請が適正に行われていない。 (1) 基本保育運営費助成(人件費、給食費、教材費、看護師雇上費等の運営費助成ならびに特別支援保育およびインフルエンザ予防接種費用)の申請が適正に行われていない。 (1) 私立認定こども園関連事業費助成の申請が適正に行われていない。 (1) 停止児童助成の申請が適正に行われていない。 (1) その他特別助成の申請が適正に行われていない。</p>	<p>C C C C C C C C C C C C C C C C</p>